地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住する 申立人らの住居周辺の屋敷林について平成27年に除染目的で行った伐採及 び整地作業について、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人らや近隣住 民が実施した部分に係る労賃分等につき、立証の程度を考慮し、いずれについ ても5割の限度で賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人 X1 及び同 X2(以下、併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 除染費用:平成27年6月1日から平成27年10月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金82万9130円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

- 第4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受
 - 1 申立人らは、被申立人に対し、第1項の損害項目に関する下記の資料の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

記

ア A 発行 領収書

	(ア) 平成27年7月17日付、金額	78,	500円
	(イ) 平成27年8月12日付、金額	152,	500円
	(ウ) 平成27年9月28日付、金額	141,	500円
	(工) 平成27年10月30日付、金額	238,	200円
1	B 発行 領収書		
	(ア) 平成27年8月17日付、金額	48,	600円
	(イ) 平成27年9月29日付、金額	18,	900円
ウ	C 発行 領収書		
	平成27年8月17日付、金額	33,	480円

エ D 発行 領収書

平成27年8月18日付、金額 157,172円

才 E 発行 領収書

平成27年9月29日付、金額 490,908円

2 被申立人は、第1項の損害項目に関し、前項の資料原本上に、被申立人が申立人らに対し同領収書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し同領収書原本を返還する。

第5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項記載の損害項目に関し、同項記載の期間及び金額と重複する交付金、助成金を、名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対し請求を行わないことを約する。

第6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項記載の損害項目について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和2年7月8日

(仲介委員 徳田 暁)